明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十六億二千八十五万円減少し、また第一号優先出資一万六千五百三十三口、第二号優先出資一万五千八百八十四口をそれぞれ一口につき五万円をもって消却することに致しました。

消却に要する金額は金十六億二千八十五万円であり、効力発生日は平成二十五年九月三十日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十月十九日

掲載頁　八十六頁（号外第二二八号）

平成二十五年八月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

摂津特定目的会社

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十五年九月十一日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却、特定資産からの収入、積立金の取り崩し若しくは消費税の還付等により生じた余裕金相当額（以下「優先出資消却原資」という。）を資産流動化計画に係る業務の終了前に償還し、当社が各優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

当社の優先出資消却原資の範囲内で、かつ、当社による第一回特定借入れに係る貸付人との間の契約並びに第二回特定社債に係る特定社債の要項（もしあれば）、特定社債権者との間の契約及び特定社債管理者との間の特定社債管理委託契約（もしあれば）に反しない限度で、取締役が後記の計算方法により各優先出資金の額の減少を決定することを要件とする。

計算方法　初年度からの優先出資消却原資の累計額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後の（α）当社の維持・運営にかかる債務の支払、（β）各種積立金の積立て、（γ）利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除したもの（但し、第一回特定借入れ又は当社が発行する第二回特定社債の支払債務が残存している間は、第一回特定借入れに係る貸付人との間の契約並びに第二回特定社債に係る特定社債の要項、特定社債権者との間の契約及び特定社債管理者との間の特定社債管理委託契約（もしあれば）に反しない限度で決定されなければならないものとする。以下、「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五万円の整数倍とならない場合には直近の五万円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として、「七、優先出資の消却の方法」の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

三、優先資本金の額を減少する時期

平成二十五年九月三十日に行う。

四、減少する優先資本金の額

金十六億二千八十五万円

五、消却する優先出資の種類

当社は第一号優先出資及び第二号優先出資の二種類を発行しており、第一号優先出資及び第二号優先出資ともに消却する。

六、消却する優先出資の口数

三万二千四百十七口（第一号優先出資につき一万六千五百三十三口、第二号優先出資につき一万五千八百八十四口）

七、優先出資の消却の方法

消却金額は払込金額五万円に対し金五万円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、各優先出資社員の有する優先出資の口数に応じて按分して算出（但し、小数点以下切捨て。）し、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

八、消却に要する金額

金十六億二千八十五万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は二種類であり、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十五年八月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

摂津特定目的会社

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六億四百十万円減少し金〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年九月二十八日であり、社員総会の決議は平成二十五年八月二十三日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月十八日

掲載頁　五十五頁（号外第八十四号）

平成二十五年八月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Ｉｎｓｉｇｈｔ特定目的会社

取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金六億四百十万円減少して金〇円とし、発行済第一優先出資一万二千八十二口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年九月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年八月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Ｉｎｓｉｇｈｔ特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五億八百五十万円減少し金〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年九月三十日であり、社員総会の決議は平成二十五年八月二十三日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十月二十六日

掲載頁　一〇九頁（号外第二三三号）

平成二十五年八月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Ｒｏｃｋ特定目的会社

取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金五億八百五十万円減少して金〇円とし、発行済第一優先出資一万百七十口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年九月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年八月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Ｒｏｃｋ特定目的会社

取締役　石田　泉

取消公告

平成二十五年七月三十日掲載の吸収分割公告は取消します。

平成二十五年八月二十七日

東京都品川区大崎一丁目二番二号

アクセスフレッシュ加工株式会社

代表取締役　齋藤　勇

正誤

ページ	段	行	誤	正
八〇	下	終りから一三	「以下この条」を「次項」	「いう。以下この条」を「いう。次項」
二三	〃	終りから一三	「以下この条」を「次項」	「いう。以下この条」を「いう。次項」
五二	〃	一	「これに代えて、」の下に「新告示」を加え、」は削除する。	
六三	〃	終りから一八	第九条第一項	第九条

（原稿誤り）

同日（同号外）金融庁、厚生労働省告示第一号（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

同日（同号外）金融庁、農林水産省告示第一号（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一二四	上	二三	第百三十一条	第百三十条

◉号外　八月二十七日付第一八七号　三二ページ●同日付政府調達第一六一号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三六円（本体一二四円）　（配送料別）